

重要:必ずお読みください

お客様が、以下の承諾事項及び本契約内容をよくお読み頂き、内容にご同意頂けた場合に、エノテカ株式会社(以下「当社」といいます)と、お客様との間に以下の内容での契約が成立します。

承諾事項

※プリムール・ワインはすべて前払い制となっております。お支払い後のキャンセル・ご返金はいたしかねますので、予めご了解ください。但し、やむを得ない事由によりキャンセル又は返金を希望される方は、注文確定日より起算して7日以内のキャンセルのお申し出についてはご購入金額の100%を、2025年中のキャンセルのお申し出についてはご購入金額の70%を、2026年1月1日から「本契約について・5.引渡」に定める引渡期間の最終日までのキャンセルのお申し出についてはご購入金額の50%をお客様ご本人からの申し出であることが確認でき次第、返金いたします(なお、返済金額には利息を付さないものとします)。この場合、プリムール・ワインに関する権利は、当社に専属的に帰属するものとします。

※プリムール・ワインは数に限りがございます。お申込順に手配させていただきますが、場合によっては売り切れとなることもございます。予めご了承ください。

※2024年ヴィンテージ・プリムール・ワインの販売価格は、販売期間中に変更される可能性があります。

※2024年ヴィンテージ・プリムール・ワインは全ての割引サービスの対象外となります。

※2024年ヴィンテージ・プリムール・ワインのご注文は、エノテカ・オンライン(クレジットカード・銀行振込)のみ承ります。銀行振込にてお支払いの場合、エノテカ・オンラインが入金依頼を行った日から起算して1週間以内に当社への入金を確認できない場合はご注文の商品の在庫確保はできません。自動的にキャンセルさせていただく場合もございます。

※当社は、お客様からの代金の入金確認をもってご注文を確定いたします。確定したご注文内容はエノテカ・オンライン内のお客様のマイページ(ログイン画面:<https://www.enoteca.co.jp/mypage>)にてご確認いただけます。

※なんらかの合理的な理由により当社が不適当と判断した場合には契約完了前、完了後を問わずオーダーを無効扱いとし、ご注文を拒否させていただく場合がございます。

※当社が発行する2024年ヴィンテージ・プリムール・ワインは有価証券ではございませんので、売買・譲

渡はできません。

※プリムール・ワインはすべてシャトーからの蔵出しです。お引き渡し時期は 2027 年春以降を予定しております。また、各シャトーの都合により納品時期が遅れたり、異なったりする場合がございます。

ワインのお引き渡し方法

①エノテカ・レンタルセラーへの入庫。

※入庫先は、ご本人様のセラーに限ります。

※エノテカ・レンタルセラーへの入庫には、レンタルセラー会員の登録が必要です。お客様のご登録が完了し次第、入庫手続きをいたします。

②ご指定のご住所へご配送。

引越し等、ご住所の変更があった際には、必ずご連絡下さいますようお願い致します。

以上 2 通りのお引き渡し方法を予定しております。

商品お引き渡しの時期が近づきましたら、当社よりご連絡申し上げます。

※尚、引渡期間を 2027 年 12 月 31 日迄とし、期間内にお客様のご都合や所在不明の為に引き取りいただけなかったプリムール・ワインについては、保管料が発生いたします。この場合、1 ケース (750ml×12 本まで)につき 1 ヶ月あたり金¥3,000 (¥3,300 税込)の保管料及び配送料(実費)を申し受けます。引渡期間から 1 年の期間経過後は、当社はプリムール・ワインの引渡義務を負担しないものとし、その後 2 年間に限り、お客様から当社に対しての申し出があり、且つ、当社にて申し出者の本人確認ができ次第、当初申込金額の 50%相当額をご返金いたします。この場合、返済金額には利息を付さないものとします。

[注意]ワインの価格は、景気や為替相場によって絶えず変動しています。従って、プリムール・ワインの価格は、常に引渡時の市場価格を下回るとは限りません。当社はいかなる意味でも、プリムール・ワインの価格については保証いたしません。また、プリムール・ワインは、商品の性質上、火災、震災、シャトーの倒産その他当社の責によらない理由によって、予定通りのお引き渡しができない場合がございます。詳しくは、本契約についての補償の項目をご覧ください。

本契約について(重要:必ずお読みください)

1. 契約の成立

当社は、お客様に対して、2024 年ヴィンテージ・ボルドー・プリムール(以下「本プリムール」という)販売に係る契約(以下「本契約」という)成立の証として、入金確認をもって注文確定の旨をメールおよびマイページにて表示する。

2. 譲渡禁止

お客様は、当社の事前の同意なくして、本契約に基づく権利若しくは本契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。相続等やむを得ない事情により本契約に基づく権利又は契約上の地位の移転があった場合、当該権利又は契約上の地位を新たに取得した者は、当該相続等を証する書面を当社に提出し、本契約のお客様情報を書き換えることを請求するものとする。

3. 通知

お客様の住所、電話番号その他連絡先に変更が生じた場合には、お客様は当社に対して、直ちにその旨通知するものとする。通知は、お客様のマイページ(ログイン画面:<https://www.enoteca.co.jp/mypage>)からの登録情報の変更、メール、電話、もしくは必要事項の記載された書面によって行うものとする。以上の事柄についてお客様から当社に対して通知がなされていない場合、通常どおりの引渡ができず、遅延などが生じる可能性があることをお客様は了承するものとする。

4. 解除

お客様は、本契約の解除を必要とする合理的な理由を明示し解除の申込みを当社に行い、これに対し当社が同意し、且つ、当社にてお客様の本人確認ができ次第、本契約を解除することができるものとする。本契約が解除された場合、当社は、(i) 注文確定日より起算して7 日以内に上記の解除の申込みが当社に到達した場合には本契約の購入対価の 100%相当額(税込)を、(ii) 2025 年中に上記の解除の申込みが当社に到達した場合には本契約の購入対価の 70%相当額(税込)を、(iii) 2026 年1月1日から本契約 5.引渡 に定める引渡期間の最終日までに上記の解除の申込みが当社に到達した場合には本契約の購入対価の 50%相当額(税込)を、お客様に支払うものとする。かかる支払がなされた場合、当社は、本契約に基づく一切の義務を免れるものとする。

5. 引渡

当社は、本商品が当社に納品された後、当社に届出されているお客様の連絡先に電話、郵送、宅配便もしくは電子メール等の電子的な方法を用いて 1 ヶ月間の引渡期間を通知するものとする。当社は遅くとも 2027 年 11 月 30 日までに引渡期間を通知し、通知日より 1 ヶ月後または 2027 年 12 月 31 日の

どちらか早い期日を以って引渡期間を終了するものとし、翌日から下記に定める保管費用等を請求し得るものとする。尚、シャトーからの出荷の遅れ、輸送中の破損等により本商品の交付、発送、入庫等が引渡期間終了期日までに不可能となった場合、当社はお客様に対してその旨を電話、郵送、宅配便もしくは電子メール等の電子的な方法を用いて通知し、当社は改めて期日を設け、お客様に対して下記に従って本商品の引渡期間を通知するものとする。又改めて引渡期間が通知されるまでの期間、お客様に対する下記の保管費用等の請求は発生しないものとする。又なんらかの事由より当社が期日までに引渡期間を通知不可能な場合、当社は改めてお客様に対して、期日を設け下記に従って本商品の引渡期間を通知するものとする。又改めて引渡期間が通知されるまでの期間、お客様に対する下記の保管費用等の請求は発生しないものとする。お客様は、上記に定める通知受領後直ちに、当社が上記に定める通知にて指定する商品の引渡方法のうちの何れかを、当社に対して通知するものとする。尚、お客様が代理人又は使用者をして引渡を受けようとする場合には、お客様は、上記に定める当社が指定する委任状に必要事項を記載し、署名・捺印の上、当該代理人又は使用者をして当該委任状を当社に提出せしめるものとする。

当社が上記によって指定された方法に従って、本商品を交付、発送、入庫その他の措置を行った場合、当社は本契約に基づく引渡義務を免れるものとする。

当社は、上記に定める通知の引渡期間が経過した日の翌日から 1 年間に限り、お客様の費用負担において本商品を保管するものとする。かかる場合、当社は、お客様に対して、保管費用等として 1 ヶ月あたり 1 ケースにつき金¥3,000 (¥3,300 税込) 及び配送料 (実費) を請求し得るものとし、当該保管費用等の支払を受けない限り本商品の引渡を拒むことができる。上記に定める通知の引渡期間が経過した日の翌日から 1 年間が経過した場合、当社は本契約に基づく本商品の引渡に代えて、本契約の購入対価の 50% 相当額をお客様に支払うことにより本契約に基づく一切の義務を免れるものとする。また、上記に定める通知の引渡期間が経過した日の翌日から 3 年間が経過した場合、当社は本契約に基づく一切の義務を免れるものとする。

6. 補償

当社の責めによらない事由 (シャトーの債務不履行、運送中の破損等を含むが、これらに限られない) により本商品の交付、発送、入庫等が不可能となった場合には、当社は本契約に基づく引渡義務を免れるものとする。この場合、当社は、当社が第三者から本商品に関連して得た経済的利益又は本契約の対価の何れか低い方の額を限度として、お客様に対して補償義務を負うものとする。当社は、如何なる事由 (シャトー又はヴィンテージに対する評価の騰落及び為替レートの変動を含むが、これらに限られない) によるものかを問わず、本プリームールと同種の商品の市場価格との差額について一切補償しない。

7. 了解事項

お客様は、本プリームールの性質上、(i) 本商品の引渡が本契約締結時から約 2 年以上後となること、(ii)

本プレミアムと同種の商品の市場価格がシャトー又はヴィンテージに対する評価の騰落、為替レートの変動等により変動すること、(iii) その結果、本プレミアムの購入対価が本プレミアムと同種の商品の市場価格を上回ることがあること、(iv) 天災、地災、シャトーの出荷量の減少、倒産、輸送中の破損等により本商品の引渡等ができない場合があり得ること、及び(v) 当社は(ii) (iii) (iv) のリスクについて何ら保証するものではないことを認識し了解しているものとする。

以上